令和5年 第1回大阪市生物多様性の保全に向けたネットワーク会議 令和5年9月7日



外来生物法の改正について

環境省 近畿地方環境事務所 野生生物課 外来生物企画官 足立静香

今回の外来生物法の改正



外来生物法改正のねらい・ポイント

1. ヒアリ対策の強化

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

3. 各主体による防除の円滑化

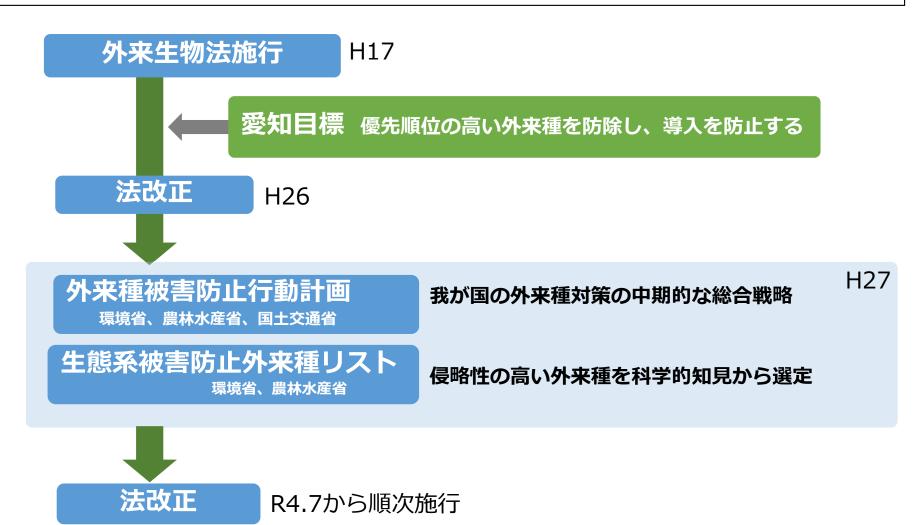
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)



目的

人為により意図的、非意図的に海外から導入される生物(外来生物)の増加により、<u>生態系等に被</u> **害が生じ**、我が国の**生物多様性損失の大きな要因**となっており、その被害を防止すること。

経緯



特定外来生物(第2条関係)



海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(そ の生物の交雑により生じた生物を含む。)であって、在来生物とその性質が異なることにより生態系等 に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして**政令で定めるもの**の個体及びその器官をいう。



フィリマングース



アライグマ





オオクチバス



カミツキガメ



チュウゴクモクズガニ (ト海ガニ)



アメリカザリガニ

アカミミガメ





ナガエツルノゲイトウ

特定外来生物一覧:159種類(R5.9)



分類群	
哺乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属全種、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、 <u>ヌートリア</u> 、クリハラリス、フィンレイソンリス、タイリクモモンガ、トウブハイイロリ ス、キタリス、マスクラット、 <u>カニクイアライグマ</u> 、 <u>アライグマ</u> 、アメリカミンク、 <u>フイリマングース</u> 、 <u>ジャワマングース、シママングース</u> 、シカ亜科全種(アキシス ジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ)、 <u>キョン</u>
	タイワンザル×ニホンザル アカゲザル×ニホンザル
鳥類	カナダガン、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ヒゲガビチョウ、ソウシチョウ、シリアカヒヨドリ
爬虫類	カミツキガメ、アカミミガメ、ハナガメ、スウィンホーキノボリトカゲ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングスティケプス、グリーンア ノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブへビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
	ハナガメ×ニホンイシガメ、ハナガメ×ミナミイシガメ、ハナガメ×クサガメ
両生類	プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、ヘリグロヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガ エル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アジアジムグリガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類	オオタナゴ、コウライギギ、ブラウンブルヘッド、チャネルキャットフィッシュ、フラットヘッドキャットフィッシュ、ヨーロッパナマズ、ガー科全種、カワカマス科全種、カダヤシ、ガンブスィア・ホルブロオキ、 <u>ブルーギル、コクチバス</u> 、オオクチバス、ラウンドゴビー、ナイルパーチ、ホワイトパーチ、ホワイトバス、ストライプトバス、ラッフ、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ ガー科に属する種間の交雑により生じた生物、カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物、ホワイトバス×ストライプトバス(通称サンシャインバス等)
昆虫類	テナガコガネ属全種、クモテナガコガネ属全種、ヒメテナガコガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ、ツマアカスズメバチ、ハヤトゲフシアリ、アルゼンチ ンアリ、ヒアリ類 4 種群、コカミアリ、マルバネクワガタ属10種(アングラートゥスマルバネクワガタ等)、クビアカツヤカミキリ、 <u>ツヤハダゴマダラカミキリ</u> 、 サビイロクワカミキリ、アカボシゴマダラ
	ヒアリ類4種群に属する種間の交雑により生じた生物
無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属全種、ディケロガンマルス・ヴィルロスス、ザリガニ類4科、 モクズガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワッガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタタ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、ツルヒヨドリ、オオハンゴンソウ、ナルトサ ワギク、アレチウリ、エフクレタヌキモ等 3 種、ナガエモウセンゴケ、オオフサモ、ルドウィギア・グランディフロラ(オオバナミズキンバイ等) 、ビーチグラス、 スパルティナ属全種、オオカワヂシャ

※在来種は除く※下線は農水省との共管種

1. ヒアリ対策の強化



特定外来生物全般に対する**規制権限を拡充**するとともに、**発見し次第、緊急の対処が必要** なものについては「要緊急対処特定外来生物」(※)として政令で指定し、より強い規制権 限がかかる枠組みを創設する。(※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼすヒアリ類を令和5年4月1 日から規制)

際 水

<特定外来生物全般に対する既存権限の拡充>

■ 立入権限の拡充

● 従来: 防除のためのみ

● 拡充: 生息調査のため の立入りも可能に

■ 輸入品等の検査対象の拡充

● 従来:輸入品・コンテナ等のみ

拡充:ヒアリ類が存在している おそれのある土地・施設(倉庫、 **車両等)**も対象に。これにより 消毒・廃棄命令の対象も拡充。



■ 通関後の検査等

要緊急対処特定外来生物が存在して いる蓋然性が高い物品、土地、施設 等については、通関後も、検査や消 毒・廃棄命令等が可能に

<要緊急対処特定外来生物 に対する権限の創設>

■ 移動の禁止

検査対象がヒアリ類か否かを 特定(同定)している間も、 対象物品、車両等を**移動禁止** 可能に

■ 指針の策定

関係事業者の取組促進の指針 を策定し、それに定める事項 に関する報告徴収、勧告、命 令等が可能に

--通 関-

> 内 国



2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備



特定外来生物の取扱いに関する特例(改正後の法附則第5条)

我が国における生息又は生育の状況、飼養等の状況に鑑み、飼養等、輸入、譲渡し等、放出等の規制を適用することによりかえって生態系等に係る被害の防止に支障が生じるおそれがある特定外来生物については、当分の間、政令で特定外来生物の種類を指定して、必要な条件を付して一部の規制を適用除外にすることができる。

改正前

- ○特定外来生物の**飼養等、輸入、譲渡し等、 放出等は原則禁止**
- ○**飼養等や譲渡し等**には**許可**が必要
- →アメリカザリガニやアカミミガメを特定 外来生物に指定すると、**飼育中の個体が 大量放出**されるおそれ



改正後

○特定外来生物に指定しつつ、政令を定める ことにより**一部の規制の適用除外が可能**に (通称:**条件付特定外来生物**)

政令での規定概要(令和5年6月1日施行)

輸入/放出/販売又は頒布を目的とした飼養 等/販売・購入又は頒布に当たる譲渡し等に 限り規制

<この特例に基づく政令によるアカミミガメ・アメリカザリガニの規制の概要>



*#

飼育

※販売・頒布を目的 としないもの。 逃がさ ないように飼育





放出



販

販売・頒布・購入 6

3. 各主体による防除の円滑化



責務規定の新設

第2条の2~第2条の5関係

国の責務:

- ・総合的な施策の策定及び実施
- ・地方公共団体の施策の支援、事業者、国民又は民間団体の活動促進
- ・**未定着又は局地的に分布**する 特定外来生物の被害・まん延防止
- ·**生物多様性の確保上重要な** 地域での生態系被害防止

都道府県の責務

・被害の発生状況等の実情に応じた、我が国に**定着した特定外来** 生物の被害防止

市町村の責務

・被害の発生状況等の実情に応じた、我が国に**定着した特定外来** 生物の被害防止に努める

事業者及び国民の責務

- ・外来生物に関する知識と理解を深め、適切に取り扱うように努める
- ・国及び地方公共団体の施策に協力する
- ・物品の輸入、輸送又は保管を請け負わせる者は、請け負った者が外来生物法を遵守できるよう配慮

国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他関係者は、相互に連携協力に努める

防除規定の見直し

第17条の2~第17条の6関係

◆ 都道府県による防除

- ○必要があると認めるときは、単独で又は共同して、防除を行うものとする
- ○防除を行うときは、**国の確認手続を不要に(独自に防除の内容等を公示することにより外来生物法に** 基づく防除として実施可能)
 - ※都道府県から環境省へ通知/環境省ウェブサイトに一元的に掲載/当該ページに都道府県ウェブサイトからリンクを張ること等をもって都道府県による公示とすることを想定(必ずしも各都道府県で公報等に掲載いただく必要がないように省令で規定予定)

◆ 市町村による防除

- ○従前どおり確認手続が必要。ただし、**都道府県と共同でその防除の一部を行う場合、都道府県の公示 において市町村名を明示**すれば、個別の確認手続は不要に。
- ※改正法の施行前に確認を受けた防除については、その期間内であれば、改正法施行後も経過措置として確認は有効(改めて都道府県が公示し直したり、市町村が確認を受け直す必要はない。施行前に国が公示した防除、地方公共団体以外の者で国の認定を受けた防除も同様。)

外来生物法改正のねらい・ポイント(まとめ)



下記の取組により、外来生物対策を一層強化・推進し、安全・安心な国民生活と生態系保全等の推進を実現

- (1) 国内への侵入防止のために緊急に対処が必要な外来生物(ヒアリ類を指定)の対策のための検査体制等の強化
- (2) 既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物(アメリカザリガニやアカミミガメの指定)に対応する規定の整備
- (3) 国と地方公共団体による防除の円滑化による防除体制の強化

1.ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に 侵入する事例が**近年増加**

「定着しそうなギリギリの段階」

であり、対策の強化が急務

特定外来生物全般に対する**規制権限**(立入権限や輸入品等の 検査対象)**を拡充**

発見し次第、緊急の対処が必要なものについては「要緊急対処特定外来生物」(※) として政令で指定し、より強い規制権限(通関後の検査や移動の禁止等)がかかる枠組みを創設

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を指定

2.アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(**) されており、 現行法の規制を適用すると、 かえって生態系等への被害が 拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める 一部の規制(輸入、販売、放出等) のみを適用することを可能に





規制対象外の例

- ・個人の販売目的でない飼育
- ・個人間の無償譲渡等

※アメリカザリガニ:約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ:約110万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

3.各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来 生物の防除のノウハウが蓄積 されてきている一方で、現行 法上は国のみが主な防除主体 とされている。

国、都道府県、市町村(特別区を含む。)、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要**に

外来生物法の概要(令和4改正後)



法律の目的

● 特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害の防止

法律の概要

特定外来生物被害防止基本方針(基本方針に基づく外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト)

特定外来生物

- ・飼養・栽培・保管・運搬(飼養等)の禁止
- (大臣の許可が必要)
- ・許可者以外は**輸入禁止**
- ・許可者以外への**譲渡禁止**
- ・野外への**放出等の禁止** (大臣の許可が必要)
- 条件付特定外来生物 (アカミミガ
- <u>メ、アメリカザリガニ(R5.6.1~))</u>
- 販売・頒布目的の飼養等
- 販売・頒布・購入
- 輸入、放出等のみ禁止
- ・国、都道府県(共同実施の市区町村含む)は公示して防除を実施
- 市町村、民間等は国の確認、認定を受けて防除

要緊急対処特定外来生物(ヒアリ類)

※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの

- ・付着等の疑いのある**物品や土地等の検査**
- ・付着等している物品等の移動制限、禁止命令
- ・事業者がとるべき措置の**対処指針の策定**

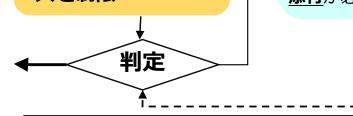
未判定外来生物

- 輸入者に届出義務
- ・判定が終わるまでの一定の期間、輸入を制限

指定されない生物

規制なし

※特定外来生物等に該当しないとの確認が容易でない生物は、輸入時に**種類名証明書の**添付が必要



その他:

- ・国、地方公共団体、事業者、国民の責務
- ・生息調査のための立入調査
- ・許可者への報告徴収及び立入検査
- ・情報収集、国際協力、普及啓発等の規定

特定外来生物、未判定外来生物が付着・混入している輸入品や土地等の検査、消毒・廃棄命令